

## 第7 健康福祉事業





## 1 地域福祉ネットワーク推進事業

### (1) ボランティア・障害者団体支援事業

#### ア 目的

健康や福祉に関するボランティア団体や障害者団体に活動の場を提供し、情報や資源の提供なども併せて行い、ボランティア団体や障害者団体の活動がさらに推進されるように支援することを目的とする。

#### イ 根拠・関連法令

厚生労働省社会・援護局長通知「福祉活動への参加の推進について」

#### ウ 対応者

地域保健課職員

#### エ 内容

福祉部門に登録している団体に対して、活動の場の提供（ボランティア活動室、障害者団体活動室、聴覚障害者通信室、録音室、点訳室）を行うとともに情報提供を行っている。また、登録団体連絡会議で、健康福祉センターの利用についての意見交換や団体間の情報交換の機会を提供している。

#### オ 実績

単位：団体

区分 年度	ボランティア団体	障害者団体	合計
R 5	21	11	32
R 4	21	14	35
対比	0	-3	-3

#### カ 事業の経過

平成15年度 団体登録を開始

#### キ まとめ

ボランティア活動室と市公式ホームページで、登録団体に関する活動内容の紹介を掲示・掲載しており、問い合わせに対応している。ボランティア活動に参加を希望する方や、ボランティアを必要とされている方への情報提供、障害のある方の社会参加を促進する場の提供を今後も推進していく。

### (2) 健康福祉センターまつり開催事業

#### ア 目的

市民、関係団体、行政の協働によるイベントを企画・実施することにより、市民の主体的な健康づくりの推進及び福祉コミュニティの創造を図ることを目的とする。

#### イ 根拠・関連法令

なし

#### ウ 対象

市民、関係団体等

エ 対応者

健康福祉センターまつり実行委員会

オ 内容

(ア) 健康 (イ) 子育て・子育ち (ウ) 福祉 (エ) 活動紹介・P R (オ) 模擬店・出店 (カ) ふれあい広場 (キ) 作品展 の7つのテーマに分かれ、市民、関係団体、行政が協働しながら催し物を企画

カ 実績

単位：人

区分 年度	来場者数	参加団体数（団体）	実行委員数
R 5	102	18	11
H 30	3, 500	42	47

令和元年度から令和4年度まで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

令和5年度は、有志の団体による講演会形式にて実施

キ 事業の経過

平成14年度まで「入間万燈まつり」と同時開催していた「健康まつり」を、平成15年度から健康づくりと地域福祉の拠点施設として開館した健康福祉センターに会場を移し「健康福祉センターまつり」として毎年3月に開催している。

ク まとめ

健康福祉センターまつりは、保健・医療・福祉の各分野に関係する団体、公募による市民で構成する実行委員会と市職員が協力して、まつりの運営方法等の協議を重ね開催している。令和5年度は、団体の活動状況紹介と講演会として開催。

## 2 障がい者の文化及びスポーツ事業

### (1) 元気な入間「障がい者スポーツ大会」

ア 目的

障がい者がスポーツを通じて健康を増進するとともに、多くの市民の参加・協力により、障がいのある人もない人も障がいへの理解を深め、障がい者の社会参加と元気な入間を推進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者総合支援法

ウ 対象

健康状態が良好な市内在住、在勤又は市内施設に通所している10歳以上（4月1日現在）の障害者

エ 対応者

元気な入間「障がい者スポーツ大会」実行委員会

オ 内容

市内の福祉施設等の参加と一般参加を募り、レクリエーション性を重視した種目を取り入れ市民体育館で実施している。令和5年度からは、感染対策に注意しながら

ら競技内容を工夫し、障がいの種別を問わず、誰もが気軽に楽しんでいただけるよう配慮している。

**カ 実績**

単位：人

区分 年度	選手（障害者・保護者・施設職員含む）	協力者（ボランティア・実行委員、職員）	来賓	その他	合計
R 5	260	61	4	10	335

令和2年度～令和4年度は感染拡大防止のため中止

**キ 事業の経過**

平成15年度 障害福祉課から事業移管され、健康福祉課で実施

平成29年度 組織機構の見直しにより地域保健課に所管変更

**ク まとめ**

市内の障害者福祉施設・障害者団体が一堂に会するイベントとして定着しており、また、多くのボランティアの方の協力をいただいている。障がい者のスポーツのみならず、当日は、障がい者の絵画を募集して作品展を同時に開催し、スポーツと文化推奨の一助となっている。

**(2) 国・県主催障害者スポーツ大会等参加支援事業**

**ア 目的**

国・県の障害者スポーツ大会等への参加を通じて、障がいのある方の社会参加の機会を拡大し、障がい者スポーツの普及、障がい者の健康増進、仲間作りを推進することを目的とする。

**イ 根拠・関連法令**

障害者総合支援法

**ウ 対象**

入間市が取りまとめを行う国・県主催の障害者スポーツ大会申込者（ふれあいピック春季・秋季大会及び全国障害者スポーツ大会等）、その他

**エ 対応者**

地域保健課職員

**オ 内容**

県が主催する「ふれあいピック」のメイン大会（春季大会：陸上競技・秋季大会）や、その他、埼玉県等が主催するスポーツ大会・スポーツイベント等に関する情報提供を行う。必要に応じとりまとめ埼玉県へ報告を行う。

**カ 実績**

単位：団体

区分 年度	スポーツ関連情報	情報提供した団体数（延べ）
R 5	6回	48団体
R 4	2回	11団体

キ 事業の経過

国・県が主催する障害者スポーツの大会に関しては、障がい者の社会参加を支援するために、開催の周知を行い、また参加希望者の申請手続きの取りまとめを行っている。

ク まとめ

令和4年度から徐々に、障がい者スポーツの事業が開始され、情報提供を行う機会が増えている。

(3) 障がい者スポーツ大会等開催事業

◆障がい者フライングディスク大会

ア 目的

障がいのある方の健康増進・体力維持を目的とする。併せて、市民ボランティアの協力を得ることにより、地域住民との交流を強化することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者総合支援法

ウ 対象

市内在住、在勤、在学で、健康状態が良好な障害のある方

エ 対応者

地域保健課職員、障害者支援課職員、スポーツ推進課職員

オ 内容

日ごろスポーツをする機会のない方でも比較的簡単に取り組める「フライングディスク」の大会を実施

カ 実績

フライングディスク大会

単位：人

区分 年度	選手	協力ボランティア			職員	合計
		民生・児童委員	スポーツ推進委員	応援者		
R 5	4 2	2 0	1 6	3 0	8	1 1 6
R 4	4 3	2 1	2 0	2 8	1 2	1 2 4
対比	- 1	- 1	- 4	2	- 4	- 8

キ 事業の経過

平成12年度 障害福祉課で重度の障害者でも取り組みやすいスポーツとして、「フライングディスク」を実施

平成15年度 健康福祉センター開館に伴い、事業移管され健康福祉課で実施

平成29年度 組織機構の見直しにより、地域保健課に所管変更

ク まとめ

障がいのある方の健康増進・社会参加の場であるとともに、地域住民との相互の

交流の場となっている。令和4年度からは、フライングディスク大会を行う前に練習の時間を設け、教室を省略した形で実施している。

#### ◆障がい者ポッチャ交流大会

##### ア 目的

障がいのある方の健康増進・体力維持を目的とする。

##### イ 根拠・関連法令

障害者総合支援法

##### ウ 対象

市内在住、在勤、在学で、健康状態が良好な障害のある方

##### エ 対応者

地域保健課職員、埼玉県障害者スポーツ指導者協議会

##### オ 内容

「ポッチャ」の練習後、大会を実施。「ポッチャ」はボールを転がすことができれば、重度の障害がある方でも比較的簡単に取り組めるスポーツであり、パラリンピックの正式種目もある。

専門のスタッフとして、障害者スポーツ指導者協議会から運営スタッフの派遣協力を受けている。

##### カ 実績

###### (イ) ポッチャ交流大会

単位：人

区分 年度	選手	協力者（埼玉県障がい 者スポーツ指導者協 議会）	職員	合計
R 5	3 6	8	4	4 8

※令和4年度は、新型コロナウィルス感染拡大防止により中止

##### キ 事業の経過

平成22年度 事業開始

平成29年度 障害者スポーツ指導者協議会スタッフが講師を兼任

##### ク まとめ

障がいのある方の健康増進・社会参加の場の提供、当事者同士の交流の場として、教室・大会を開催している。

#### (4) 障害者文化活動支援事業

##### ア 目的

文化活動を通して自己表現・自己実現・社会参加の機会を提供し、障がい者に対する市民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進することを目的とする。

- イ 根拠・関連法令  
障害者総合支援法
- ウ 対応者  
地域保健課職員
- エ 内容
- (ア) 健康福祉センター講演会でボランティア団体・障がい者団体の活動を模造紙にて展示
- (イ) 元気な入間障がい者スポーツ大会での「大会周知用ポスター掲載作品展」  
障がいのない方も出品できる。大会当日に全応募作品を会場に掲示し、投票により次年度大会周知用ポスターの掲載作品を決定

オ 実績

単位：品

区分	年度	R 5		対比
		R 5	R 4	
(ア) 健康福祉センター講演会での出品数	27	—		
(イ) 元気な入間障がい者スポーツ大会での出品数	59	47	12	

令和2年度から令和4年度は感染拡大防止のため、センターまつり中止。ただし、令和4年度はポスターの作品展のみ実施（会場：入間市健康福祉センター）

- カ 事業の経過
- 平成18年度 第3回健康福祉センターまつりから開始
- 平成18年度 第30回元気な入間障害者スポーツ大会から開始

- キ まとめ
- 障がいのある方の社会参加に寄与するとともに、作品展を通じて、「作る喜び」「見せる喜び」を感じていただく機会にもなっている。
- また、市民の方が障がいや障がいのある方への理解を深めるきっかけとなることも目指している。令和5年度は、健康福祉センターまつりを講演会として開催。

### 3 地域保健福祉推進事業

- (1) 隨時相談
- ア 目的  
からだやこころの健康及び健康づくりに関する相談を実施することにより、市民がより健康で自立した生活を送れるよう支援する。
- イ 根拠・関連法令  
健康増進法  
精神保健福祉法
- ウ 対応者  
保健師、精神保健福祉士、管理栄養士、健康運動指導士、歯科衛生士

工 内容

初期相談・・対象者から相談があった際に、電話・来所にて対応

継続相談・・初期相談後、継続的に支援が必要な場合、電話・来所・訪問にて対応

才 実績（相談内容）

単位：人

内 容	年 度		対比
	R 5	R 4	
精神	1, 027	1, 271	- 244
健康増進	133	145	- 12
健（検）診	12	5	7
難 病	0	1	- 1
合 計	1, 172	1, 422	- 250

○再掲（相談方法）

単位：人

区 分	年 度		対比
	R 5	R 4	
電 話	実人数	217	263
	延人数	473	601
来 所	実人数	146	77
	延人数	322	311
訪 問	実人数	54	25
	延人数	230	269
調 整	実人数	52	35
	延人数	147	241
合 計	実人数	469	400
	延人数	1, 172	1, 422

カ 事業の経過

平成15年度 事業開始

平成29年度 地区担当制を導入

キ まとめ

新型コロナが5類になり、新規の来所や訪問が増えた。分類別では、精神疾患関連の相談が8割以上を占める。相談内容はひきこもり、家族支援など多岐にわたっている。

(2) 精神科医によるこころの相談・もの忘れ相談

ア 目的

精神的問題を抱える市民及びその家族に対して、精神科医が専門的な助言を行う

ことにより、市民の精神保健の向上を図る。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

精神的な症状やもの忘れなどで精神科への受診を迷っている方、及びその家族

エ 対応者

医師、保健師、精神保健福祉士

オ 内容

精神的な症状やもの忘れなどで精神科への受診を迷っている方、及びその家族が、

精神科の医師に相談することにより、受診等の今後の方向性を決めていく。

カ 実績

区分 年度	実施回数（回）	相談件数（件）	
		うち物忘れ相談	
R 5	4	8	3
R 4	4	8	0
対比	0	0	3

キ 事業の経過

平成18年度 市単独事業として実施（平成17年度まで、旧狭山保健所管内地域精神保健福祉推進協議会の負担金で運営）

令和2年度 新型コロナ緊急対策事業として「こころと生活支援の包括的相談」と同時開催

ク まとめ

令和5年度は、ひきこもり相談から専門医の相談につながる方もいた。専門医による医学的な見立てにより、疾病等の早期発見・早期対応につながっている。

また、地区担当保健師や精神保健福祉士が相談に同席し、必要な支援の情報提供も行っている。

### （3）精神保健カンファレンス

ア 目的

精神保健に関する相談事例について、相談経験豊富な専門職の助言を受けながら、検討することにより、市職員や関係機関の職員の相談技術の向上を図る。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

市職員（保健師、精神保健福祉士等）、関係機関の職員

エ 対応者

精神保健福祉士・臨床心理士

#### 才 内容

困難ケース等の事例に対し、経験豊富な外部の専門職から助言を得ながら、参加者間で検討を行い、支援の見立て等を学ぶ。

#### カ 実績

単位：人

区分 年度	回数 (回)	事例検討数 (件)	参加者 合計	参 加 者 内 訳		
				講師	職員	その他 (保健所、関係 機関等)
R 5	6	12	138	6	55	77
R 4	6	12	162	6	58	98
対比	0	0	-24	0	-3	-21

#### キ 事業の経過

平成19年度 市単独事業として実施（県の技術協力医制度廃止による。）

#### ク まとめ

医療、福祉、教育の様々な分野の支援者が参加し、全世代型のカンファレンスとなった。視点が違う支援者が参加することで、広い視野で多角的にケースを見る機会となり、支援技術の向上につながっている。また、事例検討を通じて、各関係機関の役割を知る機会にもなっている。

### （4）精神保健福祉担当者連絡会議

#### ア 目的

精神保健福祉事業についての情報交換を行うことで、効率的な業務の推進を図る。また、担当者間で困難事例等の検討を行うことにより、適切な精神保健福祉サービスが提供できるよう調整を図る。

#### イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

#### ウ 対象

狭山保健所職員、地域保健課職員、障害者支援課職員、生活支援課職員、障害者基幹相談支援センター職員

#### エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

#### オ 内容

（ア）困難事例（近隣苦情を含む）の検討、対応の確認

（イ）精神保健福祉事業、制度の情報交換

（ウ）入間市の精神保健福祉分野における、その他の事項について検討

力 実績						単位：人
区分 年度	実施回数 (回)	地域保健課 (延べ)	障害者支援課 (延べ)	保健所等 (延べ)	合 計	
R 5	6	3 4	9	2 0	6 3	
R 4	6	4 2	7	4	5 3	
対比	0	- 8	2	1 6	1 0	

キ 事業の経過

平成28年度 障害者基幹相談支援センターを加え、情報交換を開始

ク まとめ

情報共有することにより、スムーズな地域移行・地域定着支援につながっている。

(5) 精神障害者地域生活支援事業 ソーシャルクラブ「いるまぴあ」

ア 目的

地域生活支援の一環として、精神障害者等が安心して集える場を提供し、グループ活動等を通して、社会的自立を支援する。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

精神障害者及びひきこもり状態にある方

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

社会生活技能の向上及び対人関係能力の改善、仲間づくりを図るため、話し合い、スポーツ、料理、レクリエーション、創作活動、社会技能訓練等のグループ活動を第2、4水曜日に健康福祉センターにて実施している。また、利用者の生活、就労の相談などの個別支援等も併せて行っている。さらに、メンバー間の交流だけでなく、精神保健ボランティアや実習生等に参加してもらうことで地域との交流も取り入れている。

力 実績						単位：人	
区分 年度	事業名	実施 回数 (回)	参加者		見学者		ボランティア (延べ)
			実人数	延べ	実人数	延べ	
R 5	いるまぴあ	2 4	4	6 2	1 1	8 7	2 2
R 4	いるまぴあ	2 3	4	4 5	1 1	6 9	2 1
対比		1	0	1 7	0	1 8	1

**キ 事業の経過**

平成15年度 狹山保健所で行っていた「ピアクラブ」を引き継ぎ、ソーシャルクラブ「いるまぴあ」を開始

平成28年度 対象者の枠を拡大し、精神障害の有無に関わらず、ひきこもり状態にある人を事業の対象とする

**ク まとめ**

活動の場に通うことを通して、生活リズムを整えることにつながっている。また、活動を通して、社会生活技能の向上及び対人関係を円滑にするためのコミュニケーションスキルが向上している。

**(6) 精神障害者地域生活支援事業 ソーシャルクラブ「家族の集い」**

**ア 目的**

精神障害者及びひきこもり状態にある方の家族同士が情報交換をし、交流を深め、日ごろの悩みなどを語り、分かち合うことで共に支え合えるよう支援する。

**イ 根拠・関連法令**

精神保健福祉法

**ウ 対象**

精神障害者及びひきこもり状態にある方の家族

**エ 対応者**

保健師、精神保健福祉士

**オ 内容**

情報交換、分かち合い、学習会や創作活動等を、奇数月第2火曜日に健康福祉センターで実施している。

**カ 実績**

単位：人

区分 年度	実施回数 (回)	参加者	参加者 (延べ)
R 5	6	12	47
R 4	6	9	37
対比	0	3	10

**キ 事業の経過**

平成16年度 ソーシャルクラブ参加者の家族を対象に事業開始

平成28年度 対象枠を拡大し、精神障害者及びひきこもり状態にある方の家族を対象として実施

**ク まとめ**

令和4年度は、感染拡大のため参加者が減少した。家族同士が悩みを共有したり、当事者への関わりを学ぶ機会となっている。家族が元気を回復することで、当事者の回復につながっている。

## (7) 統合失調症講座

### ア 目的

統合失調症の正しい知識と適切な対応方法の普及啓発をおこなうことで、統合失調症の早期発見や早期治療、再発予防に努める。

### イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

### ウ 対象

市民、市内在住の精神疾患を持つ方とその家族

### エ 対応者

地域保健課職員

### オ 内容・実績

単位：人

区分 年度	日 時	内 容	参加者 (延べ)
R 5	講義 10月14日（土）	「統合失調症の基礎知識」 ～自分らしく生きるために～ 講師：南飯能病院院長 角田 健一氏	45
R 4	講義 10月12日（水） 動画 11月15日（火） ～11月29日（火）	「統合失調症の基礎知識～統合失調症は生活をしづらくさせる～」 講師：新狭山かえでクリニック 関口 隆一氏	50
対比			-5

### カ 事業の経過

平成25年度 主に統合失調症講座として実施

平成29年度 当事者と家族の交流の場として座談会を初めて実施

令和3年度 市公式 YouTube による動画配信

### キ まとめ

令和4年度は、会場と市公式 YouTube による動画配信のハイブリットで実施した。オンライン開催により、働く世代に受講してもらうことができた。令和5年度は、会場のみで開催した。

## (8) 精神保健福祉講演会

### ア 目的

精神疾患の正しい知識と適切な対応方法の普及啓発を行うことで、精神疾患の早期発見や早期治療、再発予防を図ること、また、誰もがその人らしく住み慣れた地域で暮らせる地域づくりを推進する。

### イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対応者

地域保健課職員

エ 内容・実績

単位：人

区分 年度	日 時	内 容	参加者
R 5	第1回 講義 1月 11日 (木)	「大丈夫 声かけ1つで 救われる～ゲートキーパー養成講座～カウンセリング編～」 講師:越谷心理支援センター 石渡 淳嗣 氏	20
	第2回 動画 1月 11日 (木) ～3月 20日(水)	「大丈夫 声かけ1つで 救われる～ゲートキーパー養成講座中高年編～」 講師:越谷心理支援センター 石渡 淳嗣 氏	33 市職員 8
R 4	第1回 講義8月 1日(火) 動画 9月 14日 (水)～9月 28 日(水)	「ここに寄り添うコミュニケーションを磨く！～ゲートキーパー養成講座～」(市民編) 講師:越谷心理支援センター 石渡 淳嗣 氏	67 (うち 動画4 9)
	第2回 動画 2月 1日(水) ～2月 22日(水)	「希死念慮のある方への相談支援スキルアップ講座」(支援者編) 講師:越谷心理支援センター 石渡 淳嗣 氏	50
対比			- 56

オ 事業の経過

平成28年度 事業名を精神保健福祉講演会と変更し、相談業務の中から必要性の高いテーマを主題にして精神保健福祉に関する講演会を実施

平成29年度 年2回の実施

令和3年度 市公式 YouTube による動画配信

カ まとめ

1回目の市民向け講座は、会場で実施した。2回目は、自殺率の高い中高年をターゲットに市公式 YouTube にて申込者に動画配信をした。動画配信にすることにより、働き盛りの中高年層が自分の都合のよい時間に何回も学習することができ、理解を深めることができた。

## (9) 自殺対策事業

### ア 目的

自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発を進めるとともに、相談体制の充実を図り、自殺対策を推進する。

### イ 根拠・関連法令

自殺対策基本法

### ウ 対応者

地域保健課職員、自殺対策関連各課職員

### エ 内容・実績

普及啓発

a 本庁舎でのパネル展示

b 自殺予防週間街頭キャンペーン ※西武鉄道(株)と共に

### オ 事業の経過

平成18年 自殺対策基本法が施行

平成21年度 「入間市自殺対策庁内連絡会議」を設置

平成21年度 自殺予防週間街頭キャンペーンを実施

平成27年度 若年層への啓発活動として、成人式でのPRを開始

平成28年度 法改正に伴い、「入間市自殺対策庁内連絡会議ワーキングチーム会議」を設置

平成30年度 「入間市自殺対策計画」を策定

令和2年度～ 街頭キャンペーンは感染拡大防止のため中止

### カ まとめ

自殺予防週間に合わせて本庁舎でパネル展示を行い、睡眠やストレスに関するファイル等を設置した。令和4年度は、中学校の生徒保健委員会と共同企画で「SOSに関する相談キャッチフレーズ・標語」を展示した。

## (10) 発達障害者支援事業

### ア 目的

発達障害に関する知識の普及啓発を行うことにより、精神疾患等の二次障害の予防や社会参加を支援する。

### イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

### ウ 対象

市民

### エ 対応者

保健師、精神保健福祉士、保育士

才 内容・実績			単位：人
区分 年度	日 時	内 容	参加者
R 5	動画 11月16日(木) ～12月24日 (金)	「あなた自身や大切な人 こんな困りごとかかえ ていませんか (ADHD 編) ～子どもから大人まで 解決へのヒントを探る ～」 講師：森林公園メンタルクリニック院長 稻見 浩太 氏	5 6
R 4	動画 1月16日(月) ～2月12日 (日)	「ADHDの理解と対応について」 講師：森林公園メンタルクリニック院長 稻見 浩太 氏	6 6
対比			- 1 0

力 事業の経過

平成22年度 大人の発達障害をテーマとして事業開始

平成29年度 子どもの発達障害をテーマとして実施

令和4年度 市公式 YouTube による動画配信

キ まとめ

市公式 YouTube にて申込者に配信をした。動画配信にすることにより、働き盛りや子育て世代の視聴が多かった。自分の都合のよい時間に何回も学習することができ、理解を深めることができた。

(11) 精神保健福祉医療地域連携会議

ア 目的

当市の精神保健福祉の向上のために、保健、福祉、医療の各関係機関の連携強化を図る。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

市職員（保健師、精神保健福祉士、その他相談担当職員）、精神保健福祉医療に関わる市内及び近隣市の関係機関の職員

エ 対応者

地域保健課及び障害者支援課の職員（保健師、精神保健福祉士）

## オ 内容・実績

単位：人

年度	日 時	内 容	参加者 (延べ)
R 5	12月21日(木)	つながりを可視化！誰もが支援の中心になりうる～精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のために～	98
R 4	10月20日(木)	つながりを可視化！誰もが支援の中心になりうる～精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のために～	73
対比			25

## カ 事業の経過

- 平成26年度 精神保健福祉担当者会議の拡大会議として、関係機関との会議を開催
- 平成28年度 地域連携会議として事業化
- 平成30年度 「入間市まるわかり地域移行ガイドブック」を作成
- 令和2年度 感染拡大防止のため中止
- 令和5年度 「つながりをしる事例集」を作成

## キ まとめ

令和5年度は4年ぶりに対面で会議を実施した。関係機関同士で顔を合わせる機会になり、お互いの役割等の理解を深めることができた。

## (12) ひきこもり相談

## ア 目的

ひきこもりの専門相談を実施することにより、ひきこもり当事者や家族の心身の健康を保持することや当事者の社会参加を促進する。

## イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

## ウ 対象

ひきこもりに悩んでいる市民及びその家族（対象年齢おおむね15～39歳）

## エ 対応者

専門相談員、保健師、精神保健福祉士

## オ 内容

ひきこもりの専門相談を行い、適宜、支援に必要な制度やサービスを紹介し、専門機関につなぐ

カ 実績

区分 年度	実施回数（回）	相談件数（件）
R 5	6	22
R 4	6	19
対比	0	3

キ 事業の経過

令和元年度 事業開始

ク まとめ

令和4年度から総合相談支援室が相談窓口開設され、支援室から相談につながる方が増えている。ひきこもりの早期相談・早期支援につながっている。

## 4 児童発達支援センター「ういづ」

### （1）相談支援事業

ア 目的

発達に不安や課題のある18歳未満の児童や家族に一貫して対応できる総合相談窓口を開設し、（ア）相談支援、（イ）専門相談、（ウ）障害児相談支援（計画相談）、（エ）相談支援にかかる情報の管理活用の4事業を行う。

イ 根拠・関連法令

児童福祉法、入間市児童発達支援センター条例

ウ 対象

市内に住所を有し、心身の発達に遅れや障害を有する児童及びその家族等。

エ 対応者

保健師、保育士、指導主事、相談支援専門員、公認心理師又は臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士

オ 内容

（ア）相談支援

子育てや子どもの発達に関する相談。傾聴や助言。関係機関の紹介。

（イ）専門相談

心理や作業療法に関する専門的な発達相談や、就学・学校生活に関する相談。

（ウ）障害児相談支援

児童発達支援等のサービスを利用するための支援計画の作成や手続き支援。

（エ）相談支援にかかる情報の管理活用

ライフステージの移行に際して、支援情報の共有や引継ぎを容易にし、継続的に支援できる仕組みを作る。

## カ 実績

### 相談受付件数（延べ対応件数）

区分 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R 5	81	79	105	86	86	107	60	41	47	49	50	44	835
R 4	45	63	100	77	51	87	83	83	48	71	76	89	873

### 相談内容（延べ対応件数）

区分 年度	療育	学習 支援	不登校	就学 相談	発達に ついて	施設から の相談	その他	計
R 5	251	30	50	20	333	82	69	835
R 4	179	9	23	19	451	106	86	873

### キ 事業の経過

平成27年度 児童福祉法に基づく指定児童発達支援事業所となる。

令和 2年度 児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターとなる。

### ク まとめ

当事業がスタートしてから4年目を迎えるにあたり、年々増加傾向を見せていました。相談件数が、下半期からは安定してきた。相談の内容の中でも、療育、学習支援、不登校に関する相談が特に増加している。この増加は、新型コロナウィルス感染症（COVID-19）による外出自粛から、徐々に外出が増え始める中で長期間の自宅待機により新たに見つかった問題が表面化したと考えられる。

## （2）児童発達支援事業

### ア 目的

心身の発達に遅れや障害のある児童及びその保護者に対し、指導・訓練・相談等を実施し、児童の健やかな育成と福祉の増進を図る。

### イ 根拠・関連法令

児童福祉法、入間市児童発達支援センター条例

### ウ 対象

市内に住所を有し、心身の発達に遅れや障害を有する児童及びその家族等。

### エ 対応者

児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、看護師、公認心理師又は臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士

### オ 内容

（ア）児童発達支援 未就学児童を対象に、日常生活動作・知識技能の付与・集団への適応・保護者への相談等を実施。定員1日あたり26名。

親子通所 0～2歳児（5人×1クラス）

重症心身障害児等（5人×1クラス）

単独通所 3～5歳児（8人×2クラス）

- (イ) 保育所等訪問支援 18歳未満の集団生活への適応に課題のある児童に対し、支援員が施設を訪問し、適応に向けた支援や助言を行う。
- (ウ) 日中一時支援 短時間児童を預かることで、保護者のレスパイトケアや就学後の継続支援を実施する。

#### 力 実績

##### (ア) 児童発達支援

クラス別在籍児童数（令和6年3月31日現在 実数）※年齢は4月1日現在

単位：人

年齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
クラス	ピンク（重症心身障害児・医療的ケア児等・親子通所）	0	1	2	2	1	1	7
	みどり（0～2歳・親子通所）	0	3	10	4	0	0	17
	きいろ（3～5歳・単独通所）	0	0	0	6	2	2	10
	あお（3～5歳・単独通所）	0	0	0	4	8	8	20
	計	0	4	12	16	11	11	54

過年度実績との比較

単位：人

年度	区分	1日あたり定員	在籍児童数	利用実績
		26	60	2,789
R4		26	62	2,936

##### (イ) 保育所等訪問支援

単位：回

利用児童 (訪問先 施設)	登録 人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
保育所	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
保育園	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園	4	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	4
認定こども園	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
小学校	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
学童保育室	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	15	0	0	1	0	0	1	1	1	2	0	1	0	7

(ウ) 日中一時支援

単位：人

利用児童		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
未就学児	20	8	15	22	24	13	29	39	40	31	54	37	35	347
小中学生	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
15～18歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	22	8	15	22	24	13	29	39	40	32	54	37	35	348

キ 事業の経過

平成27年度 児童福祉法に基づく指定児童発達支援事業所となる。

令和2年度 児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターとなる。

ク まとめ

児童発達支援は併用先の行事への参加や本人や家族の体調不良等により利用が減少したが、これは新型コロナウィルス感染症（COVID-19）による外出自粛から、徐々に外出が増え始める中で社会活動が活性化したことによるものと考えられる。保育所等訪問支援や日中一時支援も利用者が減少したが、発達の遅れや障がいのある児とその家族に支援を実施した。今後も事業の周知に努めたい。

(3) 地域支援事業

ア 目的

地域の連携体制を構築するため、(ア) 家族支援、(イ) 地域支援、(ウ) 普及啓発の3事業を行い、障害のある児童への地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する。

イ 根拠・関連法令

入間市児童発達支援センター条例

ウ 対象

市内に住所を有し、心身の発達に遅れや障害を有する児童及びその家族、支援機関等。

エ 対応者

保健師、保育士、指導主事、相談支援専門員、公認心理師又は臨床心理士

オ 内容

(ア) 家族支援 週末の子育てイベントや家族交流会、きょうだい児支援等。

(イ) 地域の関係機関の連携、就学後の支援、中高生への支援等。

(ウ) 一般向けの講演会や学校への出張講座等の啓発活動やP R。

## 力 実績

### (ア) 家族支援

#### ・保護者交流会

概要	障がいを持つ子どもを育てる保護者の孤立を防止するため、保護者同士が集まり、悩みを共有し、情報交換する機会を設けるもの。		
日程等	7/11（火）	親支援講座参加者より	3名参加
	11/ 6（月）	親支援講座参加者より	4名参加
	11/22（水）	親支援講座参加者より	4名参加
	12/ 8（金）	親支援講座参加者より	4名参加

#### ・親支援講座（教育委員会共催）

概要	通級・支援級の児童生徒の保護者を支援するため、発達の特性や進路に関する講演を行います。		
日程等	6/26（月）	大人が引き出す子どもの力（入間市児童発達支援センター職員）	
	8/28（月）	児童生徒の進路について（埼玉県立狭山特別支援学校狭山清陵分校・私立八洲学園高等学校）	
	10/27（金）	大人が引き出す子どもの力（入間市児童発達支援センター職員）	
	11/29（水）	埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校見学	

#### ・休日施設開放

概要	心身の発達に遅れ又は障がいのある児童親子が気兼ねなく遊べる場所がほしいとの市民ニーズに応えるため、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため外出がままならず、親子のストレスが高まっている場合に安心して遊べる場所を提供するため、週末に児童発達支援センターの施設を開放します。		
対象	心身の発達に遅れ又は障がいのある児童とその保護者（各回5組程度）		
日程等	回	日時	参加者
	1	5/14（日）	9：30～11：30 参加者なし
	2	7/ 8（土）	9：30～11：30 1組（2人）
	3	9/10（日）	9：30～11：30 4組（6人）
	4	11/11（土）	9：30～11：30 3組（4人）
	5	1/21（日）	9：30～11：30 参加者なし
	6	2/17（土）	9：30～11：30 参加者なし

(イ) 地域支援

・関係機関連絡会

概要	顔の見える関係を作り、地域の支援向上の基礎とするため、関係機関連絡会を開催し、情報交換、事例検討会、講演会などを行うもの。	
対象	児童発達支援・放課後等デイサービス・日中一時支援・相談支援事業所、保育所(園)、幼稚園、学校、学童保育室、子育て支援拠点等	
日程等	3/ 4 (月)	1) 児童発達支援センター「ういす」における支援の流れについて情報提供 2) 講座 保護者対応に活かすペアトレ的視点 講師 児童発達支援センター職員

・施設支援

概要	子ども未来室巡回支援と連携した施設支援。保護者へのアプローチ、障害福祉サービスに関する情報提供、施設職員への助言、巡回支援対象外児童の支援などを行います。	
対象	市内保育所(園)、幼稚園	
日程等	随時	

・C L M研修

概要	三重県の取り組みである「C L M (Check List in 三重)」を紹介し、保育所等の現場職員による発達支援を実践する研修。児童の「気になる行動」をリスト化、対象となる行動を選定、要因と対応策の検討、実施、モニタリングのサイクルでクラス運営を支援するもの。								
対象	保育所(園)、幼稚園、学校、学童保育、地域子育て支援拠点、児童発達支援、放課後等デイサービス等、児童の直接支援に携わる施設職員を予定。								
日程 参加者		保育所	保育園	幼稚園	学童保育室	児童発達支援	国リハ学院	その他	計
	12/17 (日)	25	1	0	1	1	5	4	37
	12/18 (月)	24	1	0	1	1	6	5	38

(ウ) 普及啓発

世界自閉症啓発デーに伴うブルーライトアップ

概要	4／2は国連が定める「世界自閉症啓発デー」であり、世界中でランドマークのブルーライトアップが行われる。児童発達支援センターの普及啓発事業として旧石川組製糸西洋館のライトアップを行いました。								
日程等	4／2 (日)～4／8 (土) ※ 西洋館の都合により4／1～4／5はライトアップなし。 ※ 4／2～4／8の「発達障害啓発週間」を開催期間としました。								

キ 事業の経過

平成27年度 児童福祉法に基づく指定児童発達支援事業所となる。

令和2年度 児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターとなる。

ク まとめ

関係機関連絡会を通じて市内関係者と顔を合わせる機会を作り、またC L M研修を通じて、市内の保育所を中心とする子どもに関わる機関の支援力を向上させるこ

とができた。各事業を通じて明らかになった課題や得られたフィードバックを参考に、次年度以降も地域の支援力を一層高める事業立案を進めていく予定である。